

《留意事項》

1. 「人間ドック」においては、豊中市で定める特定健診項目を必須とし、日本人間ドック・予防医療学会の定める一日ドック基本検査項目表に準じた検査を実施している機関において、健診内容を「人間ドック」として掲げている必要があります。
2. 「脳ドック」においては、日本脳ドック学会が定めるガイドラインに準じた検査を実施している機関において、検査内容を「脳ドック」として掲げている必要があります。
3. 特定健診対象者については、受診の際に特定健診受診券を回収してください。なお、40歳未満の人および4月2日以降に豊中市へ転入してきた人については、特定健診受診券を発行していません。
4. 受診結果は、健診登録決定機関所定の様式ですべての受診者に対し通知してください。
5. 助成額は、受診者が任意で行う追加検査費用を除く基本健診料（消費税及び地方消費税を含む）の7割または助成上限額のいずれか少ない方の額となります。受診者負担額は、基本健診料（消費税及び地方消費税を含む）から助成額を差し引いた額となりますので、受診者より直接受領してください。なお、豊中市国民健康保険の被保険者に限定した健診料設定はできません。
6. 助成額は、受診者に代わり健診登録決定機関が以下の方法により報告することで支払われます。

助成額	一人あたり助成額×人数
報告方法	豊中市が発行する通知書に基づき該当月に人間ドック等を実施した人数分について、翌月 15 日までに豊中市保険給付課に請求する。 ＜必要書類＞ ・請求書（内訳を記載すること） ・受診者全員の完了書
検査記録表	人間ドックまたはセット健診の場合、特定健診項目の検査結果を XML データにしたものを、豊中市健康推進課に電子媒体で送付する。 ※脳ドックの場合は送付不要 ※受診者が豊中市への受診結果の通知を拒否したものについては送付不要 ※40歳未満の人および4月2日以降に豊中市へ転入してきた人については、特定健診受診券を発行していないため不要
支払い	請求のあった月の翌月 10 日（金融機関休業日においてはその翌日）に、豊中市が登録口座に振り込む。

7. 登録期間中に検査項目及び検査費用を変更しようとするときは、あらかじめ豊中市との協議が必要です。